

第32回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

委員出欠表

第32回定例会 令和元年11月29日

開会 13時30分 閉会 14時30分

出席委員 (23名)	会長小林茂徳	会長代理依田繁二
	1 山崎正勝	1 4 依田隆喜
	2 白倉令子	1 5 小林健治
	3 小川高史	1 6 青木二巳
	5 小山睦夫	1 7 小林勝元
	6 片十郎	1 8 清水洋
	7 成山喜枝	推進花岡幹夫
	8 齊藤敏彦	推進荻原薫
	1 0 柳澤多久夫	推進佐藤富士夫
	1 1 荒木稔幸	推進竹内芳男
	1 2 渡邊幹夫	推進渡邊重昭
	1 3 小山肇治	

議事録署名委員	1 7 小林勝元	1 8 清水洋
---------	----------	---------

出席職員 (5名)	農業委員会事務局	
	事務局長	関 博一
	事務局次長	織田 秀雄
	事務局	笠井 昌鷹
	事務局	河口 晋也
事務局	堀場 亜紀	

議事	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第4号	農用地利用集積計画について

第6回農業経営改善計画認定意見聴取について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

会長代理

皆さんこんにちは。ただ今より第32回定例総会を開催します。本日は、全員の出席です。会長、挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは。だんだん寒くなってきましたが、体調管理に気を付けていきましょう。

いろいろな会議に行って、お話を聞かせてもらっているのですが、人・農地プランの実質化がなかなか進まない現状があります。講演する先生方より厳しいお話が出ております。農業委員会会長や事務局長の熱意や真剣さが感じられません。一緒に行動したいと思われていますか。自分で率先して汗をかいて行動していますか等のお話がありました。成功させるポイントは、関係者との信頼関係ということです。人・農地プランはとても時間のかかることですが、早くスタートしないとツケが後に回ってくるということで、出来るだけ早めに行動することも大事なと思います。もう一つ、農業者年金勧誘の話で、新たに年金加入をした5、6割の方は農業者年金という制度があることを知らなかったとのことでした。安定した生活が出来るように、年金加入をもっと勧めていくことが大事だと思います。いろいろと反省させられたり、勉強することが多かった会議でした。いずれにしても、農業委員としてプライドを持って仕事をしていかないといけないと改めて感じましたので、よろしくをお願いします。

本日の議事録署名委員の指名についてですが、17番の小林勝元委員と、18番の清水委員をお願いします。

それでは議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、説明します。番号1、〇〇ほか〇筆です。〇〇の集落の中にある農地です。遺言公正証書による遺贈、受遺です。譲受人は〇〇の方、譲渡人の所有者は〇〇の方で、すでにお亡くなりになられています。お二人は、おぼと甥という関係です。譲渡人の〇〇さんは、亡くなる前に遺言公正証書を作成した際に、譲受人にこの農地を譲るとしていました。贈与にあたるため、3条の許可をもって所有権を移転するものです。この方は〇月にも同様に別の方に譲り渡すということで、案件があったのですが、今回も同様に遺言公正証書をもって所有権移転するものです。現在、近所の方に貸して耕作しているようで、継続して貸したいとのこと。所有者は少し離れた場所の方ですが、継続して管理されていくということで、問題ないと判断しました。

続きまして番号2、〇〇です。浅間サンライン〇〇信号の西の農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は経営規模を拡大するため譲り受けるものです。〇月に当該地の隣接農地は3条の許可になって

いますが、この農地は、浄化槽が設置されていたため、農地として所有権移転することが出来なかったものです。この度、浄化槽を撤去して、農地として営農が出来る状況になったということで、3条の許可により所有権移転をするものです。ソバを耕作する予定です。譲受人の自宅からも近いため、問題ないと判断しました。

続きまして番号3、〇〇です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は経営規模を拡大するために譲り受けるものです。水稻をする予定です。譲受人の自宅から歩いて〇分ということで近いため、問題ないと判断しました。

続きまして番号4、〇〇です。浅間サンライン、〇〇との境界付近の農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は経営規模を拡大するため譲り受けるものです。野菜を作付けする予定です。4ページの図面をご覧くださいと、今回の申請地の北側はすでに譲受人の耕作地となっていますので、一体として耕作していくということです。譲受人の自宅から歩いて〇分で近いため、問題ないと判断しました。

続きまして番号5、〇〇です。〇〇の千曲川右岸の農地です。譲受人は〇〇の方、譲渡人は〇〇の方です。譲受人は経営規模を拡大するため譲り受けるものです。アスパラを営農する予定です。譲受人の自宅から自動車で〇分と近いため、問題ないと判断しました。千曲川の近くですが、台風19号の被害はなかったとのことでした。

続きまして番号6、〇〇です。〇〇集落北にある農地です。譲受人、譲渡人ともに〇〇の方です。譲受人は経営規模を拡大するため譲り受けるものです。ブドウを営農する予定です。譲受人の自宅からも歩いて〇分で近いため、問題ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1の案件につきまして、山崎委員より説明をお願いします。

山崎委員

説明させていただきます。地図の1ページをご覧ください。〇〇につきましては、昔の保育園の横あたりの畑です。〇〇、〇〇につきましては、〇〇の公民館を下ったところにあり、〇〇につきましては、そこから〇〇メートルほど下った畑です。〇〇と〇〇は完全に畑として機能しているので問題ないと思います。遺言公正証書に則っての所有権移転のため、特に問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきましてご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛

成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号2の案件につきまして、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員

よろしくお願いします。資料の2ページをご覧ください。浅間サンラインの〇〇信号があり、〇〇方面に〇〇メートル行ったサンライン沿いの右側の農地です。今年の〇月に3条申請を〇筆上げさせていただき、ご審議いただいた場所です。申請地のそばには、住んでいない住宅があり、合併浄化槽があったため、〇月の申請から除外したそうです。今回の申請にあたり、合併浄化槽を取り除きました。問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件につきまして、清水委員より説明をお願いします。

清水委員

お願いします。資料の3ページをご覧ください。〇〇から〇キロメートルほど行きますと、消防庫があります。左へ〇〇メートルほど行った右側の農地です。譲渡人は〇〇年余り〇〇の会社に勤めていましたが、定年を機に実家に戻って生活をしています。相続で受け継いだ農地ですが、農業をすることが出来ないため、近くに住んでいる譲受人に譲り渡すということです。問題はないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号4の案件につきまして、竹内委員より説明をお願いします。

竹内委員

説明します。地図の4ページをご覧ください。〇〇の西側に〇〇信号があります。その信号機のそばです。複雑な形をしていますが、現在ブドウを作っています。譲渡人、譲受人は〇〇の方です。譲受人の自宅から歩いて〇分と近いそうです。申請地の周りはほとんど畑となっていて問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号4の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号4の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号5の案件につきまして、荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員

お願いします。地図の5ページをご覧ください。〇〇集落から下って行きますと、〇〇になります。〇〇があり、〇〇方面に〇〇メートルほど行った場所になります。譲渡人は〇〇の生まれで、実家を継いでいる方がいないので、以前から譲受人に耕作してもらっていたため、贈与するというものです。問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号6の案件につきまして、同じく荻原委員より説明をお願いします。

荻原委員

お願いします。〇〇の信号を北に上ったところが〇〇集落になりますが、その北側にブドウ団地があります。その隣接地です。譲渡人と譲受人はおばと甥という関係です。譲受人は何年か前から譲渡人から借りてブドウを栽培していました。譲受人は若手で、ブドウ作りに熱心に取り組んでいて、問題ないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号6の案件につ

きまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号6の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、議案書3ページをご覧ください。番号1、〇〇です。図面は7ページをご覧ください。〇〇公民館から〇〇メートルほど南下したところにある農地です。駐車場敷地の申請で、追認案件です。申請者は〇〇の方です。このたび申請地に車庫を建築して、駐車場敷地として利用していることが判明したための申請です。第1種農地ですが、拡張面積が既存施設の敷地面積2分の1を超えない拡張のため、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当の齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員

よろしくお願いします。資料の7、8ページをご覧ください。市の駐車場から〇〇の方に上がりまして、〇〇に入る入り口付近から〇〇メートルのところ申請地があります。申請地の隣地の〇〇に申請者の父親が昭和〇〇年に自宅を新築して、全ての土地の管理は父親がしていました。時を経て〇〇に申請者が知らずに車庫を建築してしまった経過です。申請者が建築する際に確認を怠り、農地法に対する認識不足によりこのような事態になったことを深く反省しております。今後は農地法、その関係法令を遵守し十分注意していくそうです。問題はないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第3号、農用法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

議案の4ページをご覧ください。〇〇ほか〇筆、所有権移転です。図面は9ページをご覧ください。〇〇の南にある農地です。宅地分譲敷地の申請です。譲受人は〇〇で〇〇を行っている業者です。譲渡人は〇〇の方です。譲受人は〇〇で分譲販売の実績があります。申請地で〇区画の分譲を計画するもので、譲渡人は〇〇に居住しており、土地管理が出来ないことから、譲受人の申出に応じたものです。第1種低層住居専用地域で用途地域内の第3種農地のため、転用はやむを得ないと判断しました。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは担当の花岡委員より説明をお願いします。

花岡委員 説明いたします。〇〇の隣に〇〇の〇〇がありますが、向かいの細い道を〇〇メートルくらい南に行ったところに申請地があります。譲渡人はお父さんから遺産相続でいただいた土地を分譲するということです。今までは、弟さんが農地管理をしていましたが、体調が悪くなり今後の管理を心配しての売り渡しとなりました。周りも譲渡人の土地だったので、分譲敷地になっていますので、問題ないと思います。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして議案第4号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。〇〇委員が対象となりますので、一時退席をお願いします。

(〇〇委員退席)

事務局 議案第4号、農用地利用集積計画の11月分について、説明させていただきます。5から8ページまでが通常の利用権設定になります。24件、38筆、合計59,440平方メートルです。今回は中間管理事業制度の利用権設定はありませんので、以上になります。

議長 ありがとうございます。議案第4号、農用地利用集積計画につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。議案第4号、農用地利用集積計

画につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

〇〇委員お入りください。

(〇〇委員入室)

続きまして第6回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

事務局

第6回農業経営改善計画認定審査会について、1件説明させていただきます。資料の1から4ページをご覧ください。〇〇の〇〇さんで、今回で〇回目の更新となります。目標とする営農類型は、水稻を中心として小麦、野菜等を栽培しています。規模拡大に関する目標で、作付面積は現状のまま単収を上げていく予定です。経営規模の改善として、トラクターを〇台増やしていきたいということです。生産方式の合理化に関する目標として、水田が分散しているため、地域の方と話し合いのなかで水田の集積をし、効率化を図っていく予定です。最後に農業労働力ですが、お父さんが高齢になってきていますので、作業日数を減らし、臨時雇用の方を増やして対応していく予定です。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当の清水委員より補足説明をお願いします。

清水委員

お願いします。〇〇さんは消防団長や地区の地域の活性化という団体に参加していただき、地域貢献をされている方です。農業においては、主に〇人でやっているようなことから労働が重ならないように考えて経営されているようです。お父さんが高齢になり、雇用確保が最優先になってくると思います。今後も頑張ってやっていかれると思うので、応援していきたいと思います。以上です。

議長

ありがとうございました。ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。これからも健康に気を付けて頑張ってほしいと思います。

特にないようですので、以上をもちまして議事を終了します。慎重審議、スムーズな進行へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人 _____

(※直筆でお願いします)